

① 特定施設 ~~（有害物質貯蔵指定施設）~~ 設置 ~~（使用、変更）~~ 届出書

② ○○年△△月□□日

（あて先）千葉市長

③ 千葉市若葉区●●町●●-●●
●●工業 株式会社
届出者 代表取締役 ●● ●●

④ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設 ~~（有害物質貯蔵指定施設）~~ について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		⑤ ●●工業千葉第1工場	※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		⑥ 千葉市若葉区●●町●●-●● 別図○ 「事業場の位置及び 排出水が主たる公共用水域へ 至るまでの経路を明記した地 図」のとおりに	※ 受 理 年 月 日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の	⑦ 65 酸又はアルカリに よる 表面処理施設 (別図○ 「特定施設一覧 表」のとおりに [任意])	※ 施 設 番 号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	⑧ 有 ☒ 無 ☐	※ 審 査 結 果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおりに。	※ 備 考	⑨
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおりに。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおりに。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおりに。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおりに。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおりに。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおりに。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類の		⑩	
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおりに。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおりに。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおりに。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおりに。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおりに。		

様式第 1（第 3 条関係）（表面）

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設	⑩	⑨
		☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

(参考)

⑪ 届出担当者連絡先	⑫ 標準産業分類
所属・氏名 ●●工業千葉第1工場 施設課 ●●●●●	●●●●●
所在地 (〒262-0013) 千葉市若葉区●●町●●-●●● 電話： 043-●●●●-●●●● FAX： 043-●●●●-●●●● E-mail： ●●●●@●●●●	

記 載 要 領

- ① 「特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)」のうち該当する事項以外は消去する。
- ② 届出書を提出する日を記入する。
- ③ 届出者が法人の場合は、本社又は工場若しくは事業場の所在地及びその名称並びに代表者の職名及び氏名を記載する。届出者が個人の場合は、届出者の住所及び氏名を記載する。
なお、法人の場合で会社の代表者ではなく、工場長等が届け出る際は、本社代表者が届出等を工場長等に委任する旨の委任状を添付する。
- ④ 該当する事項以外は消去する。
- ⑤ 法人の場合は、工場又は事業場の名称を記載する。個人事業の場合で工場又は事業場の名称がないときは、事業主の氏名を記載する。
- ⑥ 「千葉市」から書き始め、番地まで記載する。
- ⑦ 設置されている全ての特定施設の番号及び名称を記載する。
※水濁法施行令別表第1に掲げる特定施設。みなし指定地域特定施設にあつては、その名称
※書ききれない場合は特定施設一覧を添付してください。
- ⑧ 特定施設での水濁法施行令第2条に掲げる有害物質の使用の有無について記載する。
- ⑨ ※部分について届出者は記入しない。
- ⑩ 届出が不要な別紙については、斜線により消去する。
- ⑪ 届出担当者連絡先等を記載する。届出内容の確認等に使用します。
- ⑫ 特定事業場の代表的な産業を、日本産業分類（4桁、細分類）で記載する。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号 ①	(1) 酸洗槽A	(2) 酸洗槽B
特定施設号番号及び名称 ②	6 5 酸又はアルカリによる表面処理施設	6 5 酸又はアルカリによる表面処理施設
型 式 ③	〇〇社 〇〇-〇〇モデル	〇〇社 ××-××モデル
構 造 ④	鉄製	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (別図〇「構造図」のとおり)
主 要 寸 法 ⑤	1000mm×1500mm×900mm (W) (L) (h) (別図〇「構造図」のとおり[任意])	1000mm×1000mm×1500mm (W) (L) (h) (別図〇「構造図」のとおり)
能 力 ⑥	50m3/日	ねじ 3,000個/日
配 置 ⑦	別図〇 「事業場平面図」のとおり	別図〇 「事業場平面図」のとおり
設 置 年 月 日 ⑧	〇〇年〇〇月●●日	年 月 日
工事着手予定年月日 ⑨	〇〇年〇〇月××日	年 月 日
工事完成予定年月日 ⑩	〇〇年▲▲月▲▲日	年 月 日
使用開始予定年月日 ⑪	〇〇年■■月■■日	年 月 日
その他参考となるべき事項 ⑫		床面：厚さ100mmのコンクリート 周囲：防液堤を設置（3 m3） (別図〇「防液堤の構造図」のとおり)

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

記 載 要 領

①当該工場又は事業場内の全特定施設のうちから当該特定施設を特定するために任意の番号、名称等を付与して記載する（重複不可）。

同一の型式の特定施設を複数台設置する場合は、1列に記載しても可（別紙1以降も同様に記載する）。

例）：冷却洗浄施設A～D、流し台A～F 等

②水濁法施行令別表第1に掲げる番号名称を記載する。

③メーカーの型式等を記載する。

型番でも可。「構造図（カタログ）のとおり」としても良い。

④材質等を記載する。構造図がある場合は構造図を添付し、「別図参照」としてもよい。

⑤主要寸法（縦×横×高さ（深さ））をメートル又はミリメートル単位で記載する。ただし、寸法を記入した構造図等を添付した場合には、別図参照としてもよい。

例）：流し台A、B、F：1200mm×750mm×800mm

流し台C、D、E：900mm×750mm×800mm

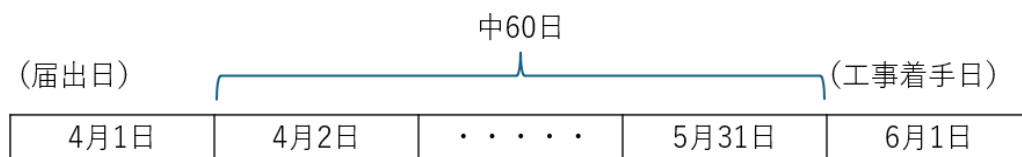
⑥特定施設等の製造能力、処理能力等を日単位又は時間単位で記載する。

⑦当該施設及びこれに関連する主要機械・主要装置の配置を記載する。

記載が難しい場合は、添付資料として図面を添付する。

⑧本届出で設置する施設、変更する施設は記載しない。既に設置済みの施設は施設を設置した日を記載する。

⑨今後の予定年月日を記載する。工事着手予定年月日は、特定施設本体の着手日を基本とする。一方、特定施設の付帯設備（配管、排水溝等）も設置し、付帯設備の着手日が特定施設本体の着手日より早い場合は、工事着手予定年月日は付帯設備の着手日とする。日付は原則届出提出日から60日より後の日付で記載する。



⑩工事が完了する予定日を記載する。工事完成とは、試運転が可能となることをいう。

⑪施設の使用を開始する予定日を記載する。使用開始には、試運転を含む。

⑫当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載する。流出防止対策として防液堤を設置する場合は、容量を記入し、構造図を添付する。

例）：床面記入例 ：厚さ100mmのコンクリート

周囲記入例①：防液堤を設置（〇〇m³）（別図〇「防液堤の構造図」のとおり）

周囲記入例②：モップ、ウエス等を設置し漏洩時はただちにふき取る。

※周囲の構造については、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できるような措置を講じること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	①	(2) 酸洗槽B
特定施設番号及び名称	②	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
設 備	③	①地上配管 ②排水溝（側溝、ためます） ③地下配管（トレンチ内設置） ④漏洩検知設備（液面センサ）
構 造	④	①地上配管 ⇒ 塩ビ製 ②排水溝（側溝）⇒ コンクリート製 ②排水溝（ためます）⇒ ステンレス製 ③地下配管（トレンチ内設置）⇒ コンクリート製 ④漏洩検知設備（液面センサ）⇒ 鉄製
主 要 寸 法	⑤	①地上配管：φ100mm×30m ②排水溝（側溝）：幅300mm×深さ200mm×10m ②排水溝（ためます）：500mm×500mm×400mm ③地下配管（トレンチ内設置）：幅300mm×深さ200mm×5m ④漏洩検知設備：100mm×100mm×50mm×2個 （別図○「構造図」のとおり）
配 置	⑥	別図○「事業場平面図」のとおり
設 置 年 月 日	〇〇年〇〇月●●日 ⑦	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月××日 ⑧	年 月 日
工事完成予定年月日	〇〇年▲▲月▲▲日 ⑨	年 月 日
使用開始予定年月日	〇〇年■ ■月 ■ ■日 ⑩	年 月 日
その他参考となるべき事項	⑪	地上配管：目視により漏洩が容易に確認できる

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

記 載 要 領

※有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式の提出は不要です。

①別紙１の「工場又は事業場における施設番号」に記載した名称を記載する。

②水濁法施行令別表第1に掲げる番号名称を記載する。

③有害物質使用特定施設に付帯する、配管、排水溝、ポンプ、枴等の設備について記載する。地上配管、地下埋設配管、排水溝、トレンチ内設置の配管、代替措置（液面センサー等）等の、対象となる構造基準が判断できるように分けて記載する。

配管等の該当する設備が無い場合や設備に有害物質を含む水が流れない場合は、「該当なし」と記載する。

④③の分類で材質等を記載する。構造図がある場合は構造図を添付し、「別図参照」としてもよい。

⑤主要寸法（縦×横×高さ（深さ））をメートル又はミリメートル単位で記載する。ただし、寸法を記入した構造図等を添付した場合には、「別図参照」としてもよい。

⑥当該施設及びこれに関連する主要機械・主要装置の配置を記載する。記載が難しい場合は、図面を添付し、別図参照としてもよい。

⑦本届出で設置する施設、変更する施設は記載しない。既に設置済みの施設は施設を設置した日を記載する。

⑧今後の予定年月日を記載する。工事着手は、特定施設本体の着手日を基本とするが、有害物質使用特定施設の場合は、施設に付帯する設備（床面及び周囲、配管等）を含めた工事の着手日とする。日付は原則届出提出日から60日より後の日付で記載する。

⑨工事が完了する予定日を記載する。工事完成とは、試運転が可能となることをいう。

⑩ 施設の使用を開始する予定日を記載する。使用開始には、試運転を含む。

⑪地上配管の場合、漏洩を目視により容易に確認できるか記載すること。

有害物質を含む水が流れない場合（定量下限値未満）には、構造などに関する基準が適用されないののでその旨記載すること

例）廃液は3次洗浄まで回収して産廃処理。4次洗浄水以降を特定施設に排水するため有害物質を含む水は流れない。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		① (1) 酸洗槽A		(2) 酸洗槽B	
特定施設番号及び名称		② 6 5 酸又はアルカリによる表面処理施設		6 5 酸又はアルカリによる表面処理施設	
設置場所		③ 別図○「事業場平面図」のとおり		別図○「事業場平面図」のとおり	
操業の系統		④ 別図○「特定施設を含む操業の系統図」のとおり		別図○「特定施設を含む操業の系統図」のとおり	
使用時間間隔		⑤ 連続		週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則	
1日当たりの使用時間		⑥ 24時間		4時間	
使用の季節変動		⑦ なし		なし	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		⑧ 硫酸（50%液として使用） 900kg/日		硝酸（15%液として使用） 300kg/日	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	⑨	⑩			
	pH	3.0～4.5	3.0～4.5	5.8～8.6	5.8～8.6
	BOD	15	20	10	15
	COD	200	350	10	15
	SS	35	55	15	20
	n-Hex (動植物・鉱油)	10	10	5	5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		-	-	0.06	1.2
汚水等の量 ⑪		通常	最大	通常	最大
(m ³ /日)		50	70	5	7
その他参考となるべき事項		⑫ 有害物質を含む廃液は1日1回混酸廃液タンクへ排出し保管。1か月に1回産廃処分。			

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(参考)

特定施設で、使用・製造・処理する有害物質	⑬ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（硝酸）
----------------------	---------------------

記 載 要 領

- ①別紙 1 の「工場又は事業場における施設番号」に記載した名称を記載する。
- ②水濁法施行令別表第1に掲げる番号名称を記載する。
- ③当該施設及びこれに関連する主要機械、主要装置の配置を記載する。
記載が難しい場合は、添付資料として図面を添付する。
- ④特定施設を含む操業の系統について工程図等を添付する。
- ⑤使用時間間隔を記載する。「連続」、「2時間間隔」、「随時」等
- ⑥1日当たり何時間使用するかを記載する。
- ⑦旅館業等のように特定施設の使用に季節変動がある場合に、その概要を記載し、変動がないものは「なし」と記載する。
- ⑧特定施設を含む作業工程において汚水に影響を与える原材料、薬品名及びその使用量を記載する。
別途、薬品リスト等を添付してもよい。必要に応じて、SDS等を添付する。
- ⑨当該特定施設から排出される汚水等の想定される項目を記載する。
使用する薬品や処理する物質等から推定して、汚水中に含まれる可能性のある規制項目（排水基準が適用される項目）を記載する。
n-Hexは動植物系か鉱油系かを記載する。
- ⑩通常の値及び最大の値を項目ごとに記載する。「単位はmg/Lとする。」
- ⑪特定施設から排出される汚水の量（通常時と最大時について）を記載する。
別紙 6 の水量と一致するように注意する。
- ⑫当該特定施設において製造、使用、処理している有害物質（水質汚濁防止法施行令第 2 条関係）の処理方法について記載する。有害物質使用施設で有害物質を使用していない場合は、「有害物質使用なし」と記載する。
例 1）有害物質を含む廃液：排水処理設備 I にて処理。ポリタンクに回収し定期的に産廃処分。
例 2）有害物質使用なし。
- ⑬当該特定施設において製造、使用、処理している有害物質（水質汚濁防止法施行令第 2 条関係）を記載する。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号 ①	排水処理施設								
処理施設の設置場所 ②	別図○「事業場平面図」のとおり								
設置年月日 ③	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日 ④	年 月 日				年 月 日				
工事完成予定年月日 ⑤	年 月 日				年 月 日				
使用開始予定年月日 ⑥	年 月 日				年 月 日				
種類及び型式 ⑦	○○社 ××－××								
構造 ⑧	SS製 (別図○「構造図」のとおり)								
主要寸法 ⑨	W4000×D8000×L2000 (別図○「構造図」のとおり)								
能力 ⑩	最大600m ³ /日 (別図○「能力計算書」のとおり)								
処理の方式 ⑪	凝集沈殿、中和								
処理の系統 ⑫	別図○「汚水等の処理の系統図」のとおり								
集水及び導水の方法 ⑬	別図○「汚水及び集水等の排水経路図」のとおり								
使用時間間隔 ⑭	連続								
1日当たりの使用時間 ⑮	24時間								
使用の季節変動 ⑯	季節変動なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量 ⑰	PAC 200kg/日 高分子凝集剤 2kg/日 炭酸ガス 60kg/日								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目 ⑱	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	PH	3.0～4.5	5.8～8.6	3.0～4.5	5.8～8.6				
	BOD	15	8	20	10				
	COD	200	8	350	10				
	SS	35	8	55	10				
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法 ⑲	量 (m ³ /日)	50	50	70	70				
		脱水汚泥 50kg/月 産廃処理							
排出水の排出方法 ⑳	排水処理施設→排水口A→道路側溝→花見川								
その他参考となるべき事項 ㉑									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定施設の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

記 載 要 領

処理装置が無い特定事業場は記載不要。（「該当施設なし」と記載して様式は添付する。）
また、処理施設とは、特定施設から発生する汚水等の処理施設についてのみ記載する。

- ①当該工場又は事業場内の全処理施設のうちから当該処理施設を特定するために任意の番号、 名称等を付与して記載する(重複不可)。
- ②当該処理施設及びこれに関連する主要機械、主要装置の配置を記載する。
記載が難しい場合は、添付資料として図面を添付。
- ③本届出で設置する施設、変更する施設は記載しない。既に設置済みの施設は施設を設置した日を記載する。
- ④今後の予定年月日を記載する。 工事着手予定年月日は、処理施設に係る基礎工事や施設に付帯する設備の工事に着手する日である。
- ⑤工事が完了する予定日を記載する。工事完成とは、試運転が可能となることをいう。
- ⑥施設の使用を開始する予定日を記載する。使用開始には、試運転を含む。
- ⑦汚水処理装置のメーカーの名称、型番などを記載する。
- ⑧材質等を記載し、必要に応じて構造図を添付する。構造図の添付は任意。
- ⑨主要寸法（縦×横×高さ（深さ））をメートル又はミリメートル単位で記載する。ただし、寸法を記入した構造図等を添付した場合には、「別図参照」としてもよい。
- ⑩処理施設の最大の能力（m3/日）を記入する。 処理施設の設置の場合は、 計算書を添付する。計算書の添付は任意。
- ⑪種類及び処理の方式は下表を参照のこと。

種 類	処理の方式
固液分離	沈降分離、凝集沈殿、加圧浮上、ろ過分離、速心分離等
物理化学的处理	中和、 pH調整、酸化、還元、抽出、吸着、イオン交換、電気透析等
生物化学的处理	活性汚泥、散水ろ過、嫌気消化、 ラグーン、生物膜法等
熱処理	乾燥蒸発、凍結、加熱、焼却等

- ⑫処理のフローを別図等で示す。
- ⑬処理施設までの汚水等の集水及び、 処理施設からの排水経路を記載した図面を添付する。 排出口の位置、名称等も記載する。
- ⑭使用時間間隔を記載する。「連続」、「2時間間隔」、「随時」等
- ⑮ 1 日当たり何時間使用するかを記載する。
- ⑯処理施設の使用に季節変動がある場合に、その概要を記載し、変動がないものは「なし」と記載する。
- ⑰汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりのおおよその用途別使用量について記載する。
- ⑱汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値、 当該汚水等の通常量及び最大量について記載する。[単位はmg/Lとする。]
・種類・項目の欄には当該処理施設からの排水に含まれる規制項目（排水基準が適用される項目）について記載し、それぞれの項目について、その汚染状態の値を記載する。
・処理前の汚水量は汚水処理施設へ入る汚水の量を記載する。
・処理後の汚水量は汚水処理施設から出る汚水の量を記載する。
- ⑲処理施設から排出される汚泥量及び処理方法を記載する。
- ⑳汚水処理施設からの排水方法を記載する。
排水の排出方法（どの排水口からどの水域に排出するのか）を記入してください。
※最終放流先は、花見川、都川、葭川、鹿島川、村田川、花園川（草野水路）、浜野川、生実川、支線都川、坂月川、東京湾のいずれかを記載してください。
- ㉑その他汚水の処理の方法について参考となる事項を記載する。

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号①		排水口A		排水口B		雨水排水口①～②	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	PH	5.8～8.6	5.8～8.6				
	BOD	50	50				
	COD	10	10				
	SS	2	2				
排水水の量③		通常	最大	通常	最大	通常	最大
(m³/日)		50	70				
その他参考となるべき事項④		排水口A→道路側溝→花見川へ放流		下水道（污水管）に接続		雨水排水口①～②→道路側溝→花見川へ放流	

備考

排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

記 載 要 領

①当該工場又は事業場において用いている排水口の番号、名称等を記載する。複数の排水口がある場合には排水口ごとにすべて記載する。

ただし、雨水のみの排出口については、まとめて記載してもよい(例:雨水口①～③)

②当該排水口から排出される排出水の汚水等の汚染状態（当該特定事業場の排出水に含まれる規制項目（排水基準が適用される項目）に限る。）の通常値及び最大値を記載する。「単位はmg/Lとする。」（業種、使用原料材料等からみて、排出されることが考えられるもの）

この欄に記載した項目について、年1回以上の自主測定の義務が発生します。

なお、最大値でも排水基準を遵守できるように水処理を実施すること。

下水（污水管）接続の排水口は記載しない。

雨水のみの排水口は記載しない。

③通常排水量は、通常の操業状態における当該排水口からの排水量を記載し、最大排水量は最大限に操業した場合の排水量を記載する。

下水（污水管）接続の排水口は記載しない。

雨水のみの排水口は記載しない。

④放流先を記載し最終的に排出する河川等を記載する。下水道（污水管）に接続する場合は、その旨記載する。その他、補足事項等を記載する。

※最終放流先は、花見川、都川、葭川、鹿島川、村田川、花園川（草野水路）、浜野川、生実川、支線都川、坂月川、東京湾のいずれかを記載してください。

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

①

					指定項目の別		C O D				
特定排水	② 業 種 その他の 区分	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m³/日)					汚濁負荷量 (kg/日)		※
		③ 通常	最大	④ 通常	最大	⑤			⑥ 通常	最大	
						Qco	Qci	Qcj			
131	50	60	380	450	400		50	19	27		
134	20	30	70	100	100			1.4	3		
232(1)イ備考	10	20	8	10	10			0.08	0.2		
合計			458	560	510		50	20.48	30.2		
特定排水以外 の排水	⑦ 種類及び 用途	⑧ 汚染状態 (mg/L)		⑨ 水量 (m³/日)		⑩ 汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
		間接冷却 水	2	5	80	90	0.16	0.45			
		合計			80	90	0.16	0.45			
その他参考 となるべき 事項	⑪ 総量規制基準										
	[131] L 1 = (Cco×Qco+Cci×Qci+Ccj×Qcj) ×10 ⁻³ = (70×400+70×0+60×50) ×10 ⁻³ =31kg/日										
	[134] L 2 = (Cco×Qco+Cci×Qci+Ccj×Qcj) ×10 ⁻³ = (20×100+20×0+20×0) ×10 ⁻³ =2kg/日										
	[232(1)イ備考] L 3 = (Cco×Qco+Cci×Qci+Ccj×Qcj) ×10 ⁻³ = (40×10+40×0+30×0) ×10 ⁻³ =0.4kg/日										
	L=L 1 + L 2 + L 3 =31+2+0.4=33.4 kg/日										

備考

- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
- 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
- 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
- 4 りん含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
- 5 ※印の欄には記載しないこと。

記 載 要 領

「別紙5」は排出水を東京湾（東京湾流域河川も含む）に排出する事業場で、かつ日平均排水量が50m³/日以上である場合、項目別（COD、T-N、T-P）に記載する。該当しない場合は⑪に「総量規制の対象外事業場」と記載する。

総量規制基準については、詳しくは「千葉県ホームページ

（【<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/haisui/koujou/souryou/>】）を参照すること。）

①指定項目（COD、T-N、T-P）を記載する。

②「水質汚濁防止法による化学的酸素要求量（T-N、T-Pの場合は、それぞれ窒素含有量、磷含有量）に係る総量規制基準」別表に掲げる番号及び業種その他区分の名称を記載する。

③各区分ごとの特定排出水の汚染状態を記載する。

④各区分ごとの特定排出水の量を記載する。

⑤④で記載した最大量がQ_{co}、Q_{ci}、Q_{cj}（T-Nの場合はQ_{no}、Q_{ni}、T-Pの場合はQ_{po}、Q_{pi}）のうちどれに該当するかを記載する。

⑥各区分ごとに汚濁負荷量を算出して記載する。

算出方法：○mg/L（③で記載した値）×○m³/日（④で記載した値）×0.001

計算結果は四捨五入せず全て記載する。

⑦特定排水以外（汚濁負荷量が増加しない水）を記載する。

例：間接冷却水、雨水

⑧特定排水以外（汚濁負荷量が増加しない水）の汚染状態を記載する。

⑨特定排水以外（汚濁負荷量が増加しない水）の排水量を記載する。

⑩特定排水以外（汚濁負荷量が増加しない水）の汚濁負荷量を算出して記載する。

⑪総量規制基準値を「水質汚濁防止法による化学的酸素要求量（T-N、T-Pの場合は、それぞれ窒素含有量、磷含有量）に係る総量規制基準」別表に掲げるC値から算出すること。

対象外の事業場（①放流先が最終的に東京湾の場合で、排水量が50m³/日未満、②放流先が東京湾以外の場合）の場合は、次の例を参考に記載する。

例）①排水量が50m³/日未満のため、対象外 ②放流先が指定地域外のため、対象外

排出水の排水系統別の汚染

※COD,T-N,T-P各1枚作成してください。

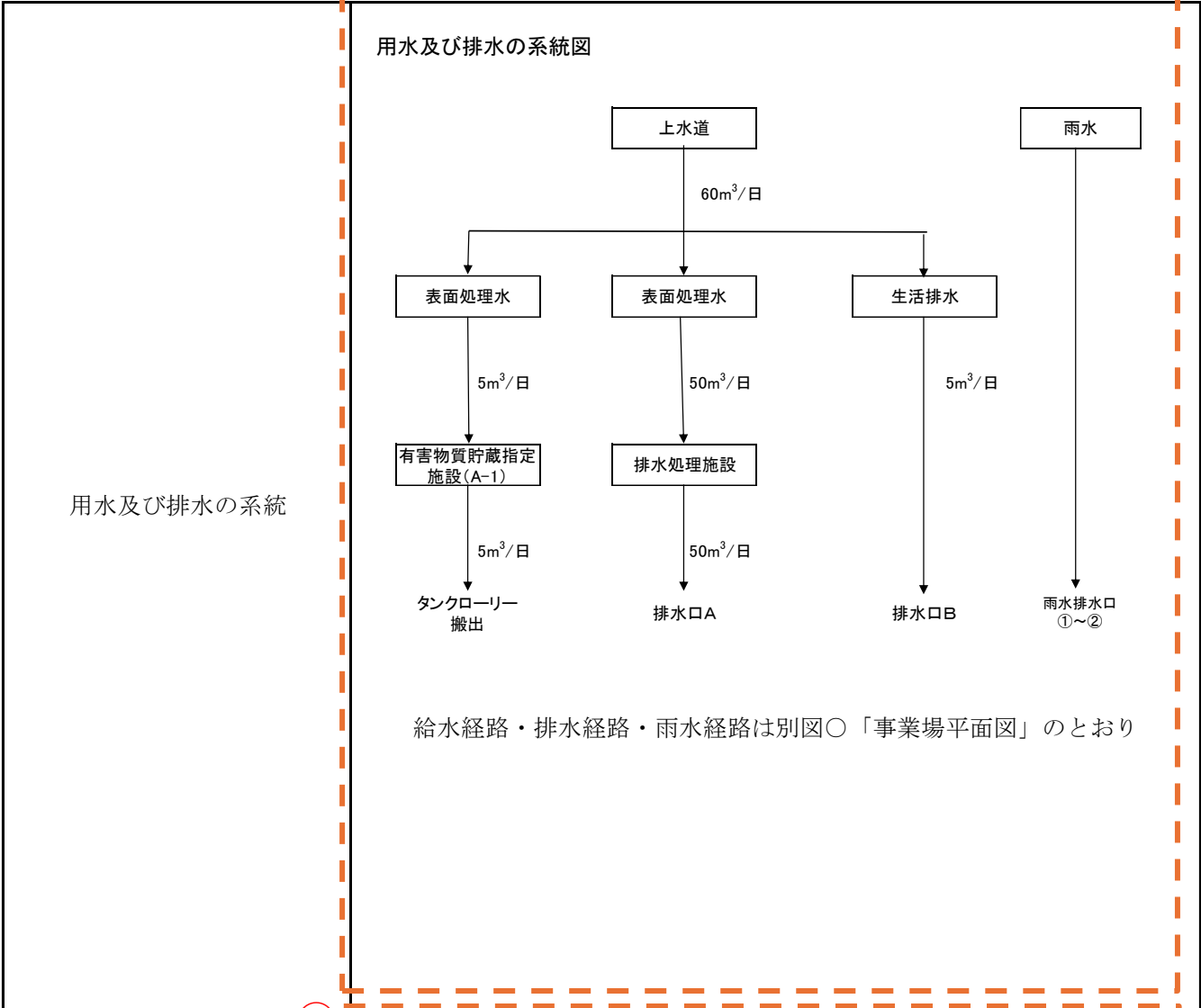
		指定項目の別		T-N (※)													
	業 種 その他の 区分	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m³/日)		汚濁負荷量 (kg/日)											
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
特定排水	131	5	10	380	450	100	50			1.9	4.5						
	134	5								0.35	1						
	232備考 (1)	10	10	8	10	10				0.08	0.1						
	合計			458	560	510	50			2.33	5.6						
特定排水 以外の排水	種類及び 用途	汚染状態 (mg/L)		水量 (m³/日)		汚濁負荷量 (kg/日)											
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	間接冷却 水	2	5	80	90	0.16	0.45										
	合計			80	90	0.16	0.45										
その他参考となるべき事項		総量規制基準 [131] $L1 = (Cno \times Qno + Cni \times Qni) \times 10^{-3}$ $= (15 \times 400 + 10 \times 50) \times 10^{-3} = 31 \text{kg/日}$ [134] $L2 = (Cno \times Qno + Cni \times Qni) \times 10^{-3}$ $= (15 \times 100 + 10 \times 0) \times 10^{-3} = 2 \text{kg/日}$ [232備考(1)] $L3 = (Cno \times Qno + Cni \times Qni) \times 10^{-3}$ $= (35 \times 10 + 20 \times 0) \times 10^{-3} = 0.4 \text{kg/日}$ $L = L1 + L2 + L3 = 4 + 1 + 0.2 = 5.2 \text{kg/日}$															

備考

- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
- 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
- 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
- 4 りん含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
- 5 ※印の欄には記載しないこと。

用水及び排水の系統

①



②

用途別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m³/日)
	製品洗浄水	上水道	通常 5 (最大 7)
	製品洗浄水	上水道	通常 5 0 (最大 7 0)
	生活用水	上水道	通常 5 (最大 7)

記 載 要 領

(設置の届出及び使用の届出の場合)

① 用排水のフローがわかる水バランスを記載する。この欄に記入できない場合は、別資料を添付すること。さらに、給水経路、排水経路、雨水経路を記載した図面を添付すること。また、経路ごとに色分けする等、各経路が区別できるようにすること。

②事業場全体で使用する水の量（用水量）を、用途別・水源別に記載する。

※水量は届出内（別紙２～４に記載の数量、他に用水・排水量を記載した図面がある場合はその数値）で水収支の整合性をとること。